# 第5章 規程集

この章では、学内ネットワークや Web に関して皆さんが守らなければならない規則を掲げます。

# 5.1 城西国際大学学内ネットワーク利用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、城西国際大学学内ネットワーク管理・運用規程第8条に基づき、学内ネットワークの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (利用目的)

第2条 学内ネットワークは本学における教育·研究に関する活動の推進及び向上を図ることを目的 として利用されなければならない。

#### (利用可能者)

- 第3条 学内ネットワークに機器を接続し、利用できる者は次の区分による。
  - (1) 本学教職員
  - (2) 本学学生(留学生別科を含む)及び大学院生
  - (3) 情報科学研究センター(以下「情報センター」という)所長が適当と認めた者

#### (接続手続き)

- 第 4 条 学内ネットワークに接続し、利用しようとする場合は、予め情報センター所長に申請し、承諾を 受けなければならない。
  - 2 接続申請及び接続手続きに関する要領は、次の各号による。
    - (1) 接続申し込み

学内ネットワークへの接続は、情報センター所定の申込書を提出して行うものとする。承 諾を受けた事項を変更するときは、変更する事項についても同様とする。

(2) 接続の承諾

情報センターは、学内ネットワークへの接続が適当と認めた場合、これを承諾し、必要な手続きを行う。

(3) 接続の拒絶

情報センターは、次の場合、学内ネットワークへの接続と利用を承諾しないことがある。

- ア 申込書に、故意に虚偽の事実を記載したとき。
- イ 利用者が、本学または第三者の信用を毀損するおそれがある態様で学内ネット ワークを利用するおそれがあるとき。

#### (利用形態)

- 第5条 学内ネットワークの利用及び利用形態に関する要領は、次の各号による。
  - (1) 利用者の連絡義務 利用者は、情報センターのネットワーク機器に故障が生じたときは、直ちにその旨を情報 センターに通知する。
  - (2) 利用の制限

情報センターは、天災・事変その他の非常事態が発生するか、もしくはおそれがあるときは、学内ネットワークの利用を制限する措置をとることがある。

#### (3) 利用の中止

情報センターは、次に掲げる事由があるときは、学内ネットワークの利用を中止することがある。

- ア 情報センターの通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき。
- イ 情報センターが設置する通信設備の障害等のやむを得ない事由があるとき。
- (4) 利用の停止、登録抹消
  - ア 情報センターは上項(2)(3)の事情以外に、利用者が城西国際大学学内ネットワーク 利用基準第 6 条に該当し、及び利用ガイド(情報倫理規程)にある違反行為を行っ た者に対して、事前に事情を聴取したうえで、学内ネットワークの利用を停止し、ま たは登録の抹消を行うことができる。ただし、緊急を要し、事前に聴取することがで きない場合は、この限りではない。
  - イ 利用者が、著しく日本国内の法令・関係各国の法令・条例に抵触する行為を行った場合には、学生の場合は学生部長に、それ以外の場合は各所属長に対し、事実を 速やかに報告しなければならない。
  - ウ 報告を受けた各部署は、学則に基づく処分の要否、または既に講じられた措置の 解除の要否を審議しなければならない。
  - エ 学生は、退学・除籍・卒業と同時に登録を抹消する。進学した場合には、新たに接続の申し込みをしなければならない。教職員は手続きにより、退職後も定められた期間内のみ、転送サービスを利用することができる。

#### (遵守事項)

- 第6条 学内ネットワーク利用者はその利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 教育・研究及びその支援の目的以外に利用しない。
  - (2) 営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為に利用しない。
  - (3) 第三者の権利・財産・プライバシーに損害を与える行為に利用しない。
  - (4) 公序良俗に反する行為に利用しない。
  - (5) 犯罪的行為、または犯罪的行為に結びつく行為に利用しない。
  - (6) 学内ネットワークの運用を妨げる行為をしない。
  - (7) 法令に違反する、または違反するおそれのある行為をしない。
  - (8) その他、城西国際大学学内ネットワーク利用ガイド(情報倫理規程)に定められた本学が不適切と判断する行為をしない。または行為に利用しない。

## (免責)

- 第7条 情報センター及び学内ネットワーク管理者は、学内ネットワークによるサービスの提供の遅延 もしくは中断によって、または提供された情報に関連して生じた損害に対し、一切の賠償責任 を負わない。
- 附則 この基準は、平成 16 年 1 月 1 日より施行する。

# 5.2 城西国際大学 Web ページ管理·運用規程

# (趣旨)

第1条 この規程は城西国際大学学内ネットワーク管理·運用規程第 8 条に基づき、学内の WWW サーバーの利用に関する必要な事項を定めるものである。

### (審議機関)

第2条 本学のWebページの管理・運営に関し、必要な事項は情報科学研究センター研究員会議(以下「研究員会議」という)において審議・決定される。

## (管理機関)

第3条 本学の WWW サーバーは城西国際大学情報科学研究センター(以下「情報センター」という)が 管理する。

## (WWW サーバーの利用可能者)

第4条 本学 WWW の各サーバーのディレクトリー領域の貸与可能者は以下のとおりとする。 本学の学科·各センター·各事務部署と第2条の研究員会議が適当と認めた団体、本学教職員、情報教育担当教員、授業に活用する教員、大学院学生、学生及び学生団体

## (Webページ公開手続き)

第 5 条 第 4 条に掲げられた各部署・団体が Web ページを公開する際は、責任者及び作成担当者をおき、情報センター所定の申請書を提出しなければならない。

#### (責任者)

第6条 Webページの記事内容は第5条において申請を行った各責任者が責任を負う。

#### (禁止事項)

第7条 本学 Web ページの内容については、研究・教育活動、または広報活動に沿ったものに限り、 公序良俗に反するもの、商業活動、政治活動及び宗教活動を目的とするものは禁止する。 他人の著作権、肖像権を侵害する行為、また、個人及び組織等の権利利益を侵害する行為、 または侵害するおそれのある行為を禁止する。その他、城西国際大学学内ネットワーク利用 ガイド(情報倫理規程)に定められた本学が不適切と判断する行為を禁止する。

#### (改善通知及び公開中止)

第8条 本学 Web ページから公開されたホームページの内容について、本規程の趣旨に反するものと 研究員会議が判断したときは、情報を公開した者に対して、改善通知を行うとともに、情報の 公開を中止する措置をとることができる。

## (その他)

- 第9条 その他、本学 Web ページの管理・運用に関して必要な事項は研究員会議が定めることができる。
- 附則 この規程は平成 16 年 1 月 1 日より施行する。

# 5.3 城西国際大学学内ネットワーク利用ガイド(情報倫理規程)

# (趣旨)

1 城西国際大学学内ネットワークの利用は、教育・研究の支援、またその発展と向上を目的としている。利用者は本学の建学の精神に基づき、品位を保ち社会の一員としての自覚を持ってネットワークを利用しなければならない。この利用ガイド(情報倫理規程)はネットワーク設備の利用に関する事項をまとめたものである。

#### (利用上の遵守事項)

- 2 城西国際大学学内ネットワーク利用基準第3条に定められている学内ネットワーク利用可能者は、 本ガイドラインを理解したうえで利用しなければならない。
- 3 上述利用可能者の 2 に定められている本学学生は、本ガイドラインに基づいたネットワーク利用資格試験に合格し、利用資格を取得しなければならない。
- 4 ネットワークの利用に際しては、情報科学研究センター(以下「情報センター」という)の指示に従わなければならない。

# (利用上の守るべきルール)

5 学内ネットワークを利用する際には最低限以下に掲げる事項を守らなければならない。

#### 〈申請について〉

利用者はネットワークの利用を申請する際には以下の事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は、資格取得後は全ての利用行為に関して全責任を負う。
- (2) 虚偽または二重の利用資格を申請してはならない。
- (3) 他の利用者と利用資格を共有してはならない。但し、円滑な情報の共有を目的としたメーリングリスト作成を申請する場合はこの限りではない。メーリングリスト作成を希望する団体は情報センターの所定の利用申請書を提出しなければならない。

#### 〈学内情報機器の使用に関して〉

- (1) 学内の情報機器・設備を使用する際は、定める利用時間内に限られる。
- (2) 学内の情報機器設置教室は飲食持込禁止である。

## 〈利用について禁止事項〉

学内ネットワークの利用は利用基準第 2 条にあるように、教育・研究を目的としている。従って、以下に掲げる行為は行ってはならない。

- (1) バーチャル企業やバーチャル・モール等の営利目的での利用
- (2) SOHO 等の自営業のための利用
- (3) 研究活動に関係のないゲーム、その他単に娯楽のためだけの利用
- (4) 政治活動・宗教活動の普及活動のためだけの利用
- (5) インターネットを利用したギャンブルやねずみ講などへの利用
- (6) ソフトウェアの違法コピーのための利用
- 以下に掲げる行為は学内ネットワークの運営を妨げるものであるので、遵守しなければならない。
- (7) ネットワークの資源(計算時間、ハードディスク使用量、通信時間)を大量に消費し続けるような行為によって他の利用者の利用を妨害してはならない。映像や音楽等の大量のデータのダウンロードする際には注意しなくてはならない。違法なダウンロードは禁止されている。

- (8) 事前の同意なしに、他の利用者が保有するファイルまたはデータを削除・複製・改変してはならない。
- (9) ネットワーク及びユーザーのパスワードの解読を試みてはならない。
- (10) システムファイルを複製・削除・改変してはならない。
- (11) リモートシステムへの権限外のアクセスを試みてはならない。
- (12) コンピューター・ウイルス等、ネットワークの混乱の原因となる有害プログラムまたはデータを 作成したり、故意に学内ネットワークに持ち込んだりしない。

#### 〈電子メールの利用について〉

- (1) 発信された電子メールは、その発信者がすべての責任を負う。
- (2) 電子メールを偽造してはならない。
- (3) 他の利用者の電子メールを許可なく読み、削除・複製・変造または公開してはならない。
- (4) チェーンメールや爆弾メール等の嫌がらせや公序良俗に反する内容の電子メール、脅迫的な 電子メール、不確かな社会通念に反する内容の電子メールを発信してはならない。
- (5) 営利目的のメッセージを発信してはならない。
- (6) 求められていないメールや迷惑となる電子メールを発信してはならない。
- (7) 機密を要するメッセージを送信するときは、デジタル署名、その他公に承認された電子証明を 用い、暗号化して送信するように努めるなど、十分に注意しなければならない。
- (8) パスワードはメモしたり、友人と共有したりすることなく自己管理し、定期的に変更しなければならない。

## 〈法律上の禁止事項〉

- (1) 他人の著作権、その他商標権などの権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行ってはならない。
- (2) 他人の財産·プライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行ってはならない。
- (3) 他人の名誉を毀損するような誹謗中傷を行ってはならない。
- (4) 第三者の著作物であるファイルやデータの引用·参照するときは、著作権法の規定及び公正 な慣行に従わなければならない。
- (5) わいせつな文書、画像その他のものを頒布してはいけない。
- (6) 商業用音楽 CD·DVD 等を許可なしに複製し、その複製物を営利目的に頒布してはならない。
- (7) コンピューターを破壊したり、不正の指令を与えるなどしてコンピューターによる業務を妨害してはならない。
- (8) コンピューターに不正の指令を与えるなどして、コンピューターを誤作動させ、不正の利益を得てはならない。

## <その他>

学内 WWW サーバーの利用、Web ページ管理・運用規程は別に定めるが、遵守すべき行為、禁止される行為は上項と同様である。

附則 このガイドは、平成16年1月1日から施行する。

# 5.4 城西国際大学ソーシャルメディアガイドライン

# 目的

利用者が容易に発信できるソーシャルメディアの普及によって、情報伝達の一手段として、広く社会で利用されるようになりました。ソーシャルメディアを活用することで、さまざまな情報を授受でき、コミュニケーションの拡大から学問や研究活動の一助になっています。

一方、大学の一員としてだけでなく、社会に関わる人間として不適切な内容の発信が、発信者が意図しないトラブルを発生させ、広範囲において社会に大きな影響を与える場合があります。また、発信者自身も社会的な制裁や、思いも寄らぬ被害を受けることがあります。

城西国際大学では、学生のみなさんがソーシャルメディアを適切に活用し、学生生活が有意義に過ごせるよう、ソーシャルメディアを利用するにあたり、その意義や留意点、主な事例をまとめたガイドラインを策定しました。

# 定義

ソーシャルメディアとは、インターネット等によってアクセス可能で、情報受発信ができるあらゆる情報交換の可能な手段のことを指します。たとえば、Webページ、ブログ、Twitter、Facebook、掲示板、映像投稿サイトおよび、それらの連携ソフトなどを指します。

また、学部生や大学院生、別科生、科目等履修生、交換留学生など、本学で学ぶ立場の者が、プライベートを含めてのこれらソーシャルメディアを活用する場合を対象とします。

# ポリシー

- I. ソーシャルメディアの特徴を理解する
- II. 自分と他人のプライバシーを保護する
- III. 発信者の責任を自覚する

## 留意点

# I. ソーシャルメディアの特徴を理解する

ソーシャルメディアに投稿した情報は、従来の個人的なコミュニケーション範囲を遙かに超えて、短時間に広範囲に拡散されます。投稿した情報は、ソーシャルメディアサービスでは、実名、匿名にかかわらずあなた個人を特定することができます。各サービスのルールを遵守することはもちろん、社会的な常識の範囲で利用するように注意してください。

# 1. コミュニケーション範囲

ソーシャルメディアでは、友人・知人と使用していても、第三者が投稿内容を読むことが可能です。仲間内のコミュニケーションのつもりでも、さまざまな考え方や背景を持った不特定多数の利用者が知ることになるという認識を持ちましょう。

# 2. 情報の拡散性

インターネット上に発信した情報は、発信者が意図しない範囲まで拡散し、元の情報源を削除したとしても完全に消去することは不可能です。発信する前に、もう一度内容を確認しましょう。

## 3. 炎上の性質

一度ネット上で騒ぎになる(炎上する)と、簡単に鎮めることはできません。また炎上に対する処置が適切でなく、騒ぎをさらに大きくさせてしまうことが、しばしば発生しています。炎上してしまった場合は、速やかに投稿を削除して関係者に相談しましょう。

## II. 自分と他人のプライバシーを保護する

ソーシャルメディアのサービスでは、投稿した情報は思いもかけない範囲に拡散されます。また一度投稿された情報は、決して完全には削除することができません。法令を順守し自分及び他人に十分配慮をした上で、社会的な常識の範囲で利用するように注意してください。

### 1. 法令の遵守

著作権などの知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉毀損など、他者の権利を侵害しないよう、細心の注意を払うとともに、関連する法令を遵守しましょう。

# 2. プライバシーの保護

ソーシャルメディアには、投稿者の位置情報が公開されるものがあります。また、携帯等のカメラにも位置情報が含まれており、自分の位置情報が発信される場合があります。そのような位置情報から自宅や自分の行動範囲を知られてしまうことがあるので、十分注意をしましょう。

# 3. 他者情報の保護

友人・知人などに関する情報や、撮影した画像データ等を投稿する際は、自身の情報と同様に十分に注意をしましょう。許可なく情報を投稿した場合は、その人たちのプライバシーを侵害することになります。

#### III. 発信者の責任を自覚する

ネット上でも現実社会と同様に、不適切、不正確な情報を投稿した場合には、投稿者に責任を求められます。投稿する場合は、情報の正確さに注意を払い、不特定多数の人が誤解を持たない表現に努めましょう。また一度投稿された情報は、決して完全には削除することができません。発言者としての責任を自覚した上で、社会的な常識の範囲で利用するように注意してください。

#### 1. 機密情報の取り扱い

アルバイトやインターシップなど職務上知り得た守秘義務に関わる情報や、社会的に影響のある未公開情報は投稿してはいけません。他人から聞いた内容であっても、投稿した場合は投稿者に責任が帰されます。

### 2. 大学に関連する情報

本学の学生であることを明示して情報を発信したり、本学に関連する情報を投稿するときには、第三者に公開して良い内容か十分に確認した上で、「個人的な見解であり、城西国際大学の公式発表等とは一切関係はない」ことを明記しましょう。

### 3. 投稿した情報

いったん投稿した情報は、ネット上で転載(拡散)されるため、完全に削除することはできません。その場で問題が無くても、後から問題となることもあります。就職活動の際にも影響しますので、将来の自分を困らせない情報を投稿しましょう。

# トラブルの事例

- 1. ソーシャルメディアに違法行為、公序良俗に反する行為に関連した記述や画像などを投稿した。 投稿例:未成年飲酒を行った、キセル乗車をした
  - →行為そのものが社会的に許されないものであり、法的な処分を受けることはもちろんのこと、本学の学則に従い処分されます。また、責任は個人だけでなく、友人や家族になどにも影響が及びます。
- 2. アルバイトの勤務先やインターンシップの実習先で知り得た機密情報を、自慢するために友人に発信した。

# 投稿例:有名人が来店した、社員の人からうわさ話を聞いた

- →個人宛の発信でも、それを受信した人はソーシャルメディアを使って拡散する場合があります。それにともなって、企業側が何らかの不利益を被った場合、損害賠償を請求されます。勤務先での悪ふざけの行為を発信した場合も同様な損害賠償や社会的制裁がなされます。ソーシャルメディアに発信すると言うことは、社会に拡散することだと認識してください。
- 3. ニュースや社会情勢などに関して、つい他人を傷つける表現や偏見に満ちた発言をした。

# 投稿例:特定の外国人が嫌いだ、あの政治家は汚職をしている

→ さまざまな考え方を持つ不特定多数の人が、その情報を見ることになります。その発言が自分に関係ない場所で取り上げられ、場合によっては嫌がらせの書き込みなどのいわゆる「炎上」する可能性があります。また、プロフィールなどから、本学を含めた関連する企業、団体等にもその影響が出る場合もあります。

# トラブルに遭ったときの相談先

ゼミまたはアドバイザーの教員、情報科学研究センター

附則 このガイドラインは、平成26年4月1日から施行する。